

# みずほベトナムニュース Vol. 19

(2009年9月)



0

~~~~ 目次 ~~~~

1. ホーチミン市人民委員会サイゴン商業公社  
駐在員事務所長インタビュー  
「日本でベトナムの理解を深め、投資促進を」……………P2
2. ベトナム投資 Q&A 「従業員の海外研修後の転職防止対策」……………P4
3. 人事・労務 「ベトナム人の『言い訳』の理由」……………P6
4. ベトナム法務  
「ベトナム企業に対する外国からの投資に関する規制について」……………P7
5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A  
第6回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算⑥」……………P9
6. ベトナムドン為替情報……………P11
7. 経済動向 「2009年4~6月の動向」……………P12

## 1. ホーチミン市人民委員会サイゴン商業公社

駐在員事務所長 グエン・ヒュウ・ヤン氏  
～日本でベトナムの理解を深め、投資促進を～

執筆：みずほ銀行国際営業部

ベトナム最大の貿易グループ、SAIGON TRADING GROUP (SATRA) がこのほど、ホーチミン市の投資 PR のため、同市より委託を受け横浜市に駐在員事務所を開設した。目的は「ホーチミン市の理解を深め、日本企業の投資に結びつけるため」。ベトナム現地からの支援には限界があることから、パートナー都市を提携する横浜市を拠点として選んだ。このほど、同事務所所長のグエン・ヒュウ・ヤン氏に狙いを聞いた。

みずほ：横浜に今回、駐在員事務所を開設された経緯を教えてください。

所長：ホーチミン市は横浜市とパートナー都市提携をしております。経緯は 2007 年 10 月です。ホーチミン人民委員会の委員長と当時の横浜市長が覚書を締結し、両市が今後どのように協力し合っていくか話し合いを続けてきました。

みずほ：なぜ横浜市なのですか？

所長：横浜はホーチミンと似ている点がたくさんあります。1 つは経済都市であること。2 つ目に大きな港があるということ。それから 3 つ目に工業都市であることです。この覚書の中で、ホーチミン市の日本サイドの窓口として横浜拠点の設置も含まれていたのです。

みずほ：御社 (SATRA) はホーチミンで貿易業務を展開していると聞きます。なぜ御社がホーチミン市から委託を受け、駐在員事務所を開設したのでしょうか。

所長：当社の概要を説明します。当社は 1995 年にサービス・貿易業務を行う国営企業として設立しました。その後、成長を続け今ではグループとして約 50 社の子会社を抱えるベトナムの一大グループ企業となりました。現在の資本金は 1 兆 5,000 億ドン (約 78 億円)、売上高は 22 兆ドン (約 1,142 億円) です。子会社はすべて今では株式化し 100%民間企業に転換しております。

みずほ：現在の業務を教えてください。

所長：大きく分けて 3 つの柱があります。①家具や食品、家庭用品の製造②人材派遣といったコンサルティング業務③卸・小売や貿易業務です。

みずほ：小売と貿易業務はどのようなものですか。

所長：ホーチミン市に百貨店「TAX」など 4 つの百貨店を運営しているほか、出資先にも約 60 店舗展開する「SAIGON CO.OP」もあります。百貨店は、今後ベトナム全土に展開したいと考えています。貿易は、年間の輸入額は 1.5～2 億ドル、輸出は 1.5～1.7 億ドルです。

みずほ：輸出品はどのようなものですか？

所長：エビといった養殖魚や肉、揚げ春巻きなどの食品を加工し輸出しています。輸出先は主に EU や米国、アジアであれば日本や韓国、中国といった東アジアです。一方の輸入品目は、金属や小麦粉、化学品などです。

みずほ：これまでの海外展開を教えてください。

所長：2004年にシンガポールに駐在員事務所、2005年に米国、同時期にロシアにも合弁会社を設立しました。今回、ホーチミン市は当社に横浜の駐在員事務所の開設依頼したのもこうした海外展開の実績が評価されてのことでした。

みずほ：日本でのホーチミン市としての業務を教えてください。

所長：3つの任務があります。1つは情報交換です。ベトナムと日本は発展レベルがまったく違います。経済発展への理解度も違います。こうしたギャップを埋めるため、日本企業にベトナム情報を正確に発信したいと思っています。我々からアピールする機会が必要なのです。

私は日本にきて驚いたことがあります。地震です。ベトナムでは地震はありません。日本人は常に天災への備えがあります。建築物もそのために頑丈です。もしベトナムであれだけの地震が起きたら多くの住宅が倒れるでしょう。ですが、あの地震の怖さは日本に住まないとわかりません。住んだからこそ、日本の建築技術が優れていると実感としてわかるのです。ですから日本の技術をベトナムにも導入したいのです。

みずほ：日本に來られていろいろなご体験をされていらっしゃるのですね。

所長：そうですね。日本人がお辞儀をしながら常に挨拶をしているのも驚きました。仕事を円滑に回すために、最初にたくさんの方に挨拶にうかがいました。おじぎをしながら「よろしくお願ひします」と（笑）。ベトナムにはあまりこうした習慣はないのです。それはベトナムの歴史に関係すると思います。ご存じのようにベトナムはフランスや米国から植民地支配を受けてきました。ですから、常に植民地支配をする国のことを意識して生活してきたからかもしれません。こうした両国の違いを知ることも理解への一歩になるのだと思います。

みずほ：2つめの業務は何ですか？

所長：投資促進です。米国支配の時に、ホーチミン市はインフラが整備されましたが、すでに数十年経過し、設備も老朽化しています。資金投資も含めた日本企業の技術が必要です。例えば、港湾インフラ、地下鉄、IT 部品、公害といった分野です。そして3つめは貿易促進です。まだ額としては高くありません。ベトナムではバイクを「ホンダ」と呼ぶように日本製品は品質が高くイメージはとてもいいのですがやはり韓国や中国のものよりは高い。医療や介護の問題も今後、ベトナムでも課題になってくるでしょう。日本の企業と情報交換して、両国の理解度を高め一緒に仕事をしたいと思っています。

\*みずほ銀行国際営業部では、ベトナム投資の支援を致しております。SATRA へのコンタクト、あるいはベトナム投資にご関心のあるお客さまは以下までお気軽にお問い合わせください。

(執筆：みずほ銀行国際営業部国際アドバイザーチーム調査役 小原綾子)  
03-3596-2302

## 2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：従業員の海外研修後の転職防止対策について教えてください。

A：従業員を日本へ技術研修に送り、日本の技術を身につけて帰ってきて、会社に貢献して欲しいという願いとは反対に、帰国後すぐに転職してしまい困っているといった声が日系ベトナム現地法人からよく聞こえる。今回は、海外への研修派遣に関する法令・手続きなどを転職防止といった観点から解説する。

### 関連法令と合意書の締結

海外への研修派遣に関する法令として、ベトナム人の海外就職法 72/2006 の第 4 章と研修派遣に関する政令 No. 126/2007/NĐ-CP がある。ベトナム人の海外就職法 72/2006 の第 34 条 2 項と第 35 条 3 項によると、企業と従業員との間で合意書を作成することが義務付けられている。

そのため、一般的にトレーニングのため日本へ従業員を派遣する前に、雇用主は従業員と合意書のような「契約書」を締結し、帰国後の転職防止策とする。同契約書には、下記が記載される必要がある。

- ①研修期間
- ②研修場所
- ③契約書を期限前に完了する条件及び損害賠償責任

③において、研修後、会社に勤務しなければならない期間を定めることが可能である。また、上記規定の期間に満たずに辞職した場合に、研修にかかった費用を返済しなければならない、という条件も記載することも可能である。

### 法的拘束力について

合意書などがある場合、裁判で従業員を訴えることが可能である。しかし実際には、転職の意思を持ったものが、研修費の返済の返済を免れるために就業し続ける状況が発生し、就業態度の悪化、就業規則違反により、他の従業員に悪影響を与えるケースもあるという。

また、従業員が合意書の制約内容を違反した場合の研修費の賠償規定について研修にかかった費用の賠償について、ベトナム人の海外就職法 72/2006 の第 38 条の 1 項の b 点で規定されている。

しかし、労働争議が起きた場合、権限機関に依頼して争議を解決してもらおう企業はほとんど見られないのが現状である。裁判に係るコスト（金銭、時間）が極めて高いことや権限機関の対応が遅いほか、控訴手続などが煩雑であることなどがその理由である。

このような状況から、最近では、合意書締結とともに従業員の資格（大学卒業証明書等）の原本を預かったり、デポジットを要求等したりする企業もある。ただし、上記対応を行う場合、合意書に記載する等、従業員の合意を得る必要がある。

### デポジット（積立金）制度

政令 No. 126/2007/NĐ-CP の第 6 条により、技能向上研修形態による労働者海外派遣を行う企業はデポジットを納付しなければならない。

その詳細は下記の通りである

第 6 条. 技能向上研修形態による労働者海外派遣を行う企業のデポジット（本法の第 34 条の第 4 項）

1. 技能向上研修形態による労働者海外派遣を行う企業のデポジット料はベトナム管轄機関により管理され、企業の労働者海外派遣に当たって発生した義務を一部もしくは全部実現しないため発生した問題を解決する為に使用される。
2. 同デポジット料は労働者派遣契約による登録済み派遣労働者総人数の研修先からベトナム行きの片道航空券料金の 10% に相当する金額とする。
3. 企業は本社が置かれる地方にある商業銀行にデポジット料を納付するほか、労働者派遣契約を登録する際に同デポジット料納付済みの証明書を提出しなければならない。
4. 同デポジット料の管理について
  - a) 社会労働傷病兵局局长は 90 日未満の労働者派遣契約のデポジット料を管理する権利を持つ。
  - b) 国外労働者管理局局長は 90 日以上の労働者派遣契約のデポジット料を管理する権利を持つ。
5. 社会労働傷病兵省は中央銀行と提携して、同デポジットの管理・使用について指導する

上記の通り、従業員を海外へ派遣する場合、合意書の締結、積立金等必要な手続きを必ず行う必要がある。労働争議を解決して貰えるためには、企業はまず従業員の海外派遣を行う際に発生する義務を十分に認識して、十分に実施することが転職防止の第一歩だと言える。

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所  
Ta Huong Ly (タ フォン リー) 日本語対応可  
電話 +84 (043) 2200 334 E-mail : huong.ly@scs-vbp.com

### 3. 人事・労務 「ベトナム人の『言い訳』の理由」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となっています。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブブリッジ

ベトナムの日系企業へのヒアリングの際、日本人がベトナム社員に対して抱く不満の1つに、「言い訳が多いこと」がよく挙げられます。「注意をすると必ずといっていいほど言い訳が返ってくる、本当に反省をしているのか疑問だ。」と思われる日本人赴任者は少なくありません。しかも、その言い訳が的はずれである場合が多いとも聞きます。何故ベトナムでは、言い訳が多いのでしょうか。

日本とベトナムにおいて決定的に違うことは、「責任の所在」です。日本では、部下が上司に報告・連絡・相談さえ行えば、その業務の責任は上司にあります。上司は部下の業務を把握していたのだから、実質的に部下が失敗したとしても、それは適切なアドバイスを行わなかった上司に責任がある、という図式です。日本人は社会に出てこれを学んでいきます。しかし、ベトナム社会ではまったく違った図式が存在します。部下は部下、上司は上司と業務区分をはっきり分けます。つまり、部下が行った業務は部下の責任でしかないのです。またベトナムでは、責任を認めてしまった時点で即クビということも珍しくありません。失敗の代償を認識しているために、自分の失敗を隠そうとするのです。

日系企業からよく挙がる「報告・連絡・相談ができない」という不満も、責任の所在の説明が不十分であることからきていると思われます。ベトナム人は、基本的に報告・連絡・相談を「必要のないもの」と認識しています。先にも述べたように、上司へ報告・連絡・相談をしてもしなくても、仕事で失敗した責任はとらされるという考えは、ベトナム企業や、日系以外の外資系企業では一般的なことなのです。

ベトナムにてマネジメントを円滑に行うには、何よりもまず、責任の所在を明確にすることが大切です。ベトナム人は何かにつけて理由を知りたがりです。「あなた（ベトナム社員）が私（日本人上司）に報告・連絡・相談をしてくれさえすれば、あなたの給料を減らしたり、あなたを辞めさせたりすることはない。私が問題を把握した時点でそれは私の責任になるのです。ただし、私が知っていれば防げた問題を、あなたが隠したままにしていれば、それはあなたの責任です。」と、報告・連絡・相談の必要性を教えれば、ベトナム社員の理解は早く、また、自然と言い訳も少なくなるでしょう。

「言い訳はベトナム人の国民性だ」というように、問題発生は仕方がないと思込むのではなく、その理由を探ることが重要です。それがマネジメントの問題解消、ひいては企業全体の効率化につながると思います。

【問い合わせ先】

株式会社アクティブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室  
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: [info@actibridge.com](mailto:info@actibridge.com)

#### 4. ベトナム法務

##### 「ベトナム企業に対する外国からの投資に関する規制について」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている法務問題をご紹介します。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ベトナムの新しく統一された投資法の実施及び 2006 年の世界貿易機関 (WTO) への加盟に先立ち、2003 年 3 月 11 日付けで Decision 36-2003-QD-TTg (以下「Decision 36」) が施行され、100%ベトナムの資本により設立されたベトナム企業に対する外国からの投資の上限が一律 30%に設定された。Decision 36 は、その後新しい企業法 (Law on Enterprises) 及び投資法 (Law on Investment) が実施された後も公式に廃止されなかったため、一定分野で 100%外資企業が認められるようになった新しい投資法制度と矛盾することになったにもかかわらず、その後も実施され、一部の当局により適用され続けた。

2009 年 6 月 18 日、ベトナムの首相は Decision 88-2009-QD-TTg (以下「Decision 88」) を施行し、上記の点の曖昧さを明確化した。Decision 88 は、投資、支払い、機関決定の形態や、外国投資家の当該ベトナム企業に対する権利、利益及び義務を規定している。Decision 88 の施行に伴い、関連する法令についても外国からの投資の制限についての規定が置かれた。例を挙げると、

- a. 証券に関する法律 (例えば、公的企業に対しては 49%の上限)
- b. 専門化した支店に関する法律 (例えば、ベトナムの株式銀行 Joint Stock Bank に対する外国からの投資につき 30%の上限)
- c. 国際条約 (例えば、WTO に基づく様々なサービス業に対する制限)
- d. 国有企業への資本注入計画

Decision 88 はまた、上記のような個別の制限が適用されない場合はすべて、外国投資家はベトナムの企業に対して無制限に出資したり株式を購入したりできるものとしている。さらに、複数の部門を持っていたり複数の業種にまたがるベトナム企業に対して異なる外国資本参加比率が適用される場合には、そのうち最も低い比率が当該企業に適用されるものとしている。

Decision 88 に基づく新しい外国投資規制は、既存のベトナム企業に対する外国投資家による出資又は株式の引受けという形態による投資、及び既存の会社メンバー又は株主から

の出資持分又は株式の取得の両方に対して適用される。

一方、Decision 88 は、以下の場合には適用されない。

- a. 100%外資での経済主体の設立
- b. 企業法に基づき経済主体を設立するために国内投資家と共に出資する場合
- c. 業務提携契約、建設・運営・譲渡方式（BOT）及び建設・譲渡方式（BO）の形態による投資
- d. 合併及び買収（M&A）を実施するための投資（すなわち、2つのベトナム企業が合併する場合又は外国投資家が既存のベトナム企業を買収する場合）
- e. 証券市場での取引（別途証券取引法にて規制される）

なお、専門化した支店に関する法律や国際条約中における条項は、Decision 88 に規定される規制に優先することに注意が必要である。

Decision 88 における「外国投資家」とは、以下のものを言う。

- a. 外国の法令に基づいて設立され営業している組織並びに外国及びベトナムにおけるその支店
- b. ベトナムにおいて設立され営業している組織のうち、外国人による資本構成比率が49%を超えるもの
- c. 投資ファンド及び証券投資会社のうち、外国人による資本構成比率が49%を超えるもの
- d. ベトナム国籍を有しない外国人の個人で外国又はベトナムに居住する者

また、「ベトナム企業」には、ベトナムの投資家により設立された主体が含まれるが、これには政府が出資し又は他の方法により所有権を転換した100%国有の企業も含まれる。Decision 36 と異なり、Decision 88 は全てのベトナム企業に等しく適用され、その主体が当初100%ベトナム資本により設立されたか外国資本により設立されたかを問わない。

新しい規制は、外国投資家がベトナムドン、兌換可能な外貨又はその他合法的な資産を使って企業に出資し又は株式を購入する権利があることを表明している。Decision 88 はしかし、外貨やその他合法的な資産が使用された場合には、それはまずベトナムドンに換算されなければならないと規定している。また、Decision 88 はベトナム企業に対する投資に関連するあらゆる活動は、購入・譲渡・配当の受領その他利益の分配も含めて、その外国投資家がベトナムにある商業銀行に開設した資本口座を通じて行われなければならないとしている。

ベトナムではよくあることであるが、Decision 88 によりどのような変更もたらされるかを完全に理解するためには、関係官庁から発行される施行細則を待たなければならない。

#### 【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所  
ホーチミン 森 +84(91)826 3708

シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

## 5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A

### 第6回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算⑥」

～暦年では183日未満だが12ヵ月連続で183日以上ベトナムに滞在する駐在員の個人所得税の計算及び申告手続き～

執筆：税理士法人フェアソリューション・コンサルティング

私（独身）は日本人駐在員で2009年4月1日から2010年12月31日までの間、日本本社からベトナム現地子会社の社長に任ぜられてベトナムに赴任しましたが、同時に日本本社のアセアン地域担当役員（非常勤）も兼務しています。パスポートに印字されたベトナム入国日は、私がベトナムに実際に入国した2009年4月1日です。私は、日本本社の非常勤アセアン地域担当役員として、タイ、マレーシア、シンガポールへそれぞれ月当たり4日間出張しなければなりません。私に対してベトナム法人からは、役員報酬として年額24,000米ドルが支給され、日本本社からは、非常勤役員報酬として年額48,000米ドルが支給されます。ベトナムにおける私の個人所得税は、どのように計算、納税されるのでしょうか。

2009年1月1日以降に適用される個人所得税法及び関連規則である2008年9月8日付 No.100/2008/ND-CP 政令及び2008年9月30日付 No.84/2008/TT-BTC 財政省通達により、あなたの納税義務は次のとおりとなります。

#### 1. 個人所得税の対象となる居住形態の判定

あなたは、タイ、マレーシア及びシンガポールに毎月合計12日間滞在しますので、ベトナムには毎月18日又は19日間滞在することになります。この結果、あなたがベトナムに実際に入国した2009年4月1日から2009年12月31日の間ではベトナムに167日間、2010年1月1日から2010年3月31日の間ではベトナムに54日間滞在することになります。従って、あなたは、暦年ベースでは年の過半ベトナムに滞在してはおりませんが、2009年4月1日から2010年3月31日までの12ヵ月連続で合計221日間ベトナムに滞在しておりますので、原則として、あなたはベトナム居住者に該当するものと考えられます（2008年9月30日付 No.84/2008/TT-BTC 財政省通達 point 1, Part I, Section A など）。

#### 2. 個人所得税の算定

##### 2.1. 第1回目の納税年度

あなたの第1回目の納税年度は2009年4月1日から2010年3月31日となります。この期間のあなたの納税額は、**7,885.71米ドル**（詳細な計算は、本レポートVol.18をご参照下さい）となります。

## 2.2. 第2回目の納税年度

第2回目の納税年度は2010年1月1日から2010年12月31日となります。ただし、第2回目の納税額は、第2回目の納税年度と重複した第1回目の納税年度の納付額を控除することができます。言い換えれば、2010年1月から3月までの3ヵ月間の税額を第2回目の納税年度の税額から控除できます。

第2回目(2010年)の納税額を計算する際に差し引くことのできる税額は、次のとおりです。

|           |   |                        |   |      |
|-----------|---|------------------------|---|------|
| 控除される重複税額 | = | 初納税年度の<br>総税額<br>12 ヶ月 | x | 3 ヶ月 |
|           | = | $\frac{7,885.71}{12}$  | x | 3    |
|           | = | 1,971.43 米ドル           |   |      |

あなたの2010年総収入が2009年と同額の72,000米ドルであれば、2010年(2010年1月1日から2010年12月31日までの暦年)の重複税額控除前の納税額は、7,885.71米ドルとなりますので、あなたが2010年に納税すべき額は次のとおりとなります。

|             |   |                           |
|-------------|---|---------------------------|
| 2010年の個人所得税 | = | 7,885.71米ドル - 1,971.43米ドル |
|             | = | 5,914.28 米ドル              |

## 3. 手続き

- あなたの第1回目の納税年度は、ベトナムの滞在初日(2009年4月1日)からその1年後(2010年3月31日)までとなりますので、当該年度の確定申告書は2010年3月31日から90日間以内に提出しなければなりません。
- あなたの第2回目の納税年度は、2010年1月1日から2010年12月31日までですので、2010年12月31日から90日間以内に確定申告書を提出しなければなりません。

このように、ベトナム出張者又は駐在員の方々は、ベトナム国内法に加え、関連する外国での税法の取扱いにも十分注意して個人所得税の取扱いを判断して頂くこととなりますが、個別具体的な事例につきましては専門家にご相談されることをお勧めします。

【問い合わせ先】

税理士法人フェアソリューション・コンサルティング 東京事務所

ヴ ティ フオン リン

+81 - 3 - 3541 - 6863 E-Mail:[v.linh@fairsolution.or.jp](mailto:v.linh@fairsolution.or.jp) (日本語対応可)

F. S. C. Vietnam., JSC ハノイ事務所

レ ホアン アイン

+84 - 4 - 39744840 E-Mail:[anh.le@fairsolution.vn](mailto:anh.le@fairsolution.vn) (日本語対応可)

+84 - 903253935 (携帯電話)

## 6. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

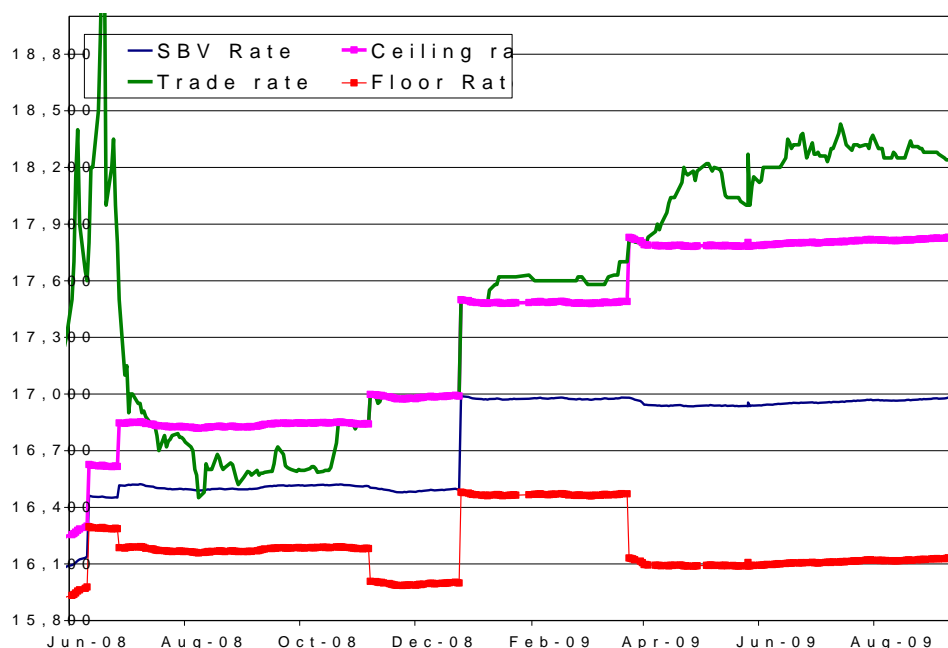
執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

### 8月に入り、ドル需要はやや弱まるも、ドル不足状況に変化なし

8月第1週に入ると、ベトナム中央銀行（中銀）規定レート(下表：SBV Rate)は7月末に比べ、米ドル安・ベトナムドン高方向にわずかに反転した。7月30日付のシーリングレートは1 USD=17,819VNDであったが、8月4日・10日付けのレートはそれぞれ、1 USD=17,814VND、1 USD=17,812VNDであり、市中取引レートも7月31日付けの1 USD=18,370VND台から8月4日・10日にはそれぞれ、1 USD=18,300VND台、1 USD=18,250VND台とドン高方向に推移した。

8月21日に、中央銀行と工業貿易省が、貿易赤字制限とドルでの輸入決済をサポートする協定にサインした後、中銀規定レートは米ドル高・ベトナムドン安方向に動き、市中取引レートは逆に米ドル安・ベトナムドン高方向に推移した(中銀レートと市中取引レートのギャップが若干縮小傾向へ)。結果として、8月24日～31日、中銀シーリングレートは1 USD=17,819VND～17,823VNDレンジとなった一方、市中取引レートは1 USD=18,310VND～18,280VNDレンジとなり、乖離幅は更に縮小した。この状況は9月第1週にも継続され、9月4日付けの中銀シーリングレートと市中取引レートはそれぞれ、1 USD=17,824VND、1 USD=18,270VNDとなり、市中規定レートと市中取引レートの差は全体的に少しずつではあるが縮まりつつある。

中央銀行のドル売り介入は確かに、ドル供給に一定の効果があったものの、①中銀によるドル売りがいつまで継続するのか疑問があること②依然として中銀シーリングレートと市中取引レートとの間には乖離がありドル不足の状況にあること、は多くの市場関係者・当地輸入業者にとって引き続き大きな関心である。



(レンジの上限：表中のシーリング・レート、下限：同フロアレート)

## 7. 経済動向

今月は、2009年4～6月のベトナム経済動向をお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

2009年4～6月期の実質GDP成長率は、前年比+4.5%と1～3月期の+3.1%から加速した。企業の借入れの4%相当を対象とする利子補給や、インフラ整備の加速といった景気対策が実施されたことで内需が拡大した。以下、産業別に概観したい。

第一次産業は、前年比+1.6%と1～3月期の+0.4%から加速した。コメの生産が比較的好調であったことを受け、農業の伸びが前年比+1.2%と1～3月期の▲0.5%から改善したことが主因。

第二次産業は、前年比+5.2%と1～3月期の+1.5%から加速した。景気対策の効果で建設業は加速、建設関連財への需要増などから製造業も加速した。

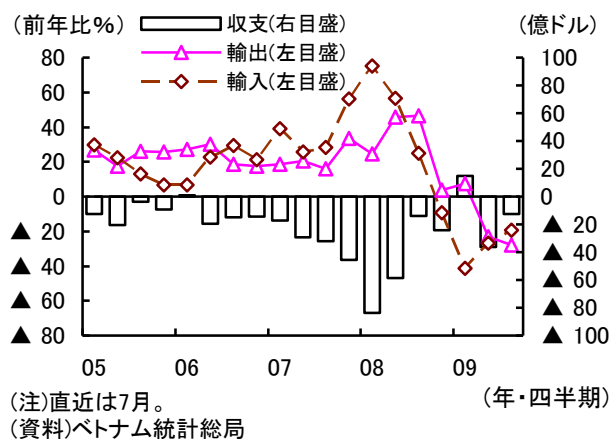
第三次産業は、前年比+5.6%と1～3月期の+5.4%から若干加速。ホテル・レストランは不振が続いているものの、多くの業種で伸びが加速した。

これまでのところベトナムは、積極的な景気対策が奏功したことで、アジア諸国のなかでは比較的高水準の経済成長率を保ってきた。しかし、輸出不振が持続するなか、内需拡大で輸入の落ち込みに歯止めがかかったことから、09年4～6月期に貿易収支が急激に悪化した。それに伴い、ドン売り圧力の高まりと外貨繰りの悪化が見られる。またCPIも上昇傾向にあり、このまま加速するようであればいずれ懸念材料となろう。

このように、景気過熱の兆しが出始めていることから、これ以上積極的な景気対策を採用することにはリスクを伴う。このため、09年後半については、景気回復のペースが多少

緩やかになることも考えられる。09年の実質GDP成長率目標は5%となっているが、その実現は微妙かもしれない。

通関貿易



# みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

## Vol. 9

注目ニュース「2009年1月1日からの最低賃金」  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「ベトナム人材育成法 ②(まとめ)」  
ベトナム法務「個人所得税法に関する新たなDecreeの下での居住納税者」  
工業団地便り「タンフォン工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済データ

## Vol. 10

注目ニュース「日越EPA大筋合意」インタビュー  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「ベトナム現地管理者の基本的スキル」  
ベトナム法務「インターネットサービスの管理・提供・利用に関する新しいDecree」  
工業団地便り「ダイアン工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 11

「今後の日越関係を聞く」インタビュー  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式風邪治療法」  
ベトナム法務「ベトナム人労働者の最低賃金の上昇について」  
工業団地便り「アセンダス・プロトロード シンガポール テックパーク」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 12

ベトナム北西部の投資環境  
～地下資源開発と農林業の高い潜在性～  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「チームモチベーションの創造」  
ベトナム法務「法人税に関する新しいDecree」  
工業団地便り「タンチュン工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 13

インタビュー 住友商事株式会社  
～ベトナム物流・工業団地からベトナム経済の今を分析～  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「チームモチベーションの創造」  
ベトナム法務「ベトナムの新しい失業保険制度について」  
工業団地便り「タイホア工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向・2008年10～12月まとめ

## Vol. 14

不況下でも成長を続けるベトナムの水産加工業  
～ベトナム産業リポート～  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「諺から考察するベトナム文化」  
ベトナム法務「ベトナムにおける会社清算について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第1回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算①」  
工業団地便り「ホアラックハイテクパーク」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 15

サイゴンインベストグループ(SGI)会長インタビュー  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「諺から考察するベトナム文化②」  
ベトナム法務「技術移転に関する新しい規則」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第2回「ベトナム駐在員の所得税の計算②」  
工業団地便り「トゥアンダオ工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 16

株式会社多加良製作所インタビュー  
「金型メーカーとしてベトナムで日本のものづくりを定着させる」  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式接待方法」  
ベトナム法務「投資関連法の修正案について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第3回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算③」  
工業団地便り「ディン・ブー工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 17

株式会社メトランインタビュー～人口呼吸器を日本から世界へ  
日本に帰化したベトナム人が日本で奮闘～  
ベトナム投資Q&A  
人事・労務「日本人とベトナム人の『常識』を考える」  
ベトナム法務「投資証明書及び営業登録証明書に関する問題点」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第4回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算④」  
産業別リポート「ベトナムのオートバイ産業」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

## Vol. 18

日本ロジテム株式会社～インドシナ国際輸送をいち早く確立、日系企業  
のお手伝いを 中西弘毅社長インタビュー～  
人事・労務「日本人とベトナム人との人間関係の構築の違い」  
ベトナム法務「外国人の不動産所有に関する新しいDecreeについて」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第5回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算⑤」  
工業団地便り「オンケオ工業団地」  
ベトナムドン為替情報  
経済動向

### 【ご注意】

1. 本資料は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本資料の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本資料の著作権は、原則として当行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. 本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的とするものではありません。本資料記載の情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。